

青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰事業の概要

(公社)全日本トラック協会

(28年度改訂部分：下線)

1. 事業の趣旨

都道府県トラック協会の青年組織に所属する経営者等が実施した、または今後実施する先進的で創意工夫等のある取組により、他の者の模範となりえるような事業に対して顕彰を行う。

2. 顕彰候補対象事業

次に掲げる顕彰候補対象事業例等に該当する事業。但し、申請は1者1事業に限る。

- (1) 社会貢献事業
- (2) 収益性向上事業
- (3) 安全対策事業
- (4) 環境対策事業
- (5) その他(特に本目的に沿った事業)

上記(1)～(5)の事業については、既に実施しているもののほか、平成28年度中に実施予定のアイデア、企画等でも申請できる。

3. 顕彰候補者の要件

- (1) 事業実施主体が都道府県トラック協会の青年組織に所属する会員事業者で、貨物自動車運送事業法等の悪質違反がない者。
- (2) 顕彰候補者が申請する事業は、他の助成金等を受けない事業。

4. 顕彰金額・総額

金賞(100万円)、銀賞(70万円)、銅賞(50万円)とする。顕彰総額は500万円を限度とし、限度額を超える場合、上位の事業を優先して適用する。

5. 申請受付期間

平成28年7月1日～平成28年10月31日

6. 申請手続き

都道府県トラック協会あてに顕彰に係る申請書及び添付書類を送付

7. 顕彰の決定

審査委員会に審査を諮り、顕彰の決定を行う。

8. 結果の公表

審査結果の通知後速やかに、受賞事業の概要等をホームページ、機関誌等で公表する。青年部会全国大会において授与式を行う。

以上